

件名	愛媛県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
主管課	会計課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17

【制定の概要】

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲を定めるもの

【条例の概要】

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約（当該物品に係る役務の提供が含まれる契約を含む。）で、商慣習上その契約の期間が1年を超えることが一般的であるもの
- (2) 庁舎の管理の業務その他の役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

地方自治法第234条の3により長期継続契約（債務負担行為によることなく複数年度にわたり締結できる契約）を締結できる契約は、電気、ガス、水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約に限定されていたが、「その他政令で定める契約」が加えられ、その範囲については、政令で「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされた。

このため、政令及び総務省自治行政局長通知を踏まえ、その対象範囲を商慣習上複数年契約が一般的である賃貸借契約及び年間を通じて日常的・継続的・反復的に役務の提供を受ける必要がある庁舎管理業務委託等の契約とするもの。

地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号）

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号）

（長期継続契約を締結することができる契約）

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。